

八尾市地域商業活性化事業補助金交付要綱

昭和61年	5月	1日	制定
平成3年	8月	14日	一部改正
平成12年	3月	24日	一部改正
平成14年	4月	1日	一部改正
平成14年	7月	1日	一部改正
平成15年	4月	1日	一部改正
平成16年	12月	1日	一部改正
平成17年	4月	1日	一部改正
平成19年	4月	1日	一部改正
平成22年	10月	5日	一部改正
平成26年	4月	1日	一部改正
平成29年	10月	27日	一部改正
令和3年	4月	1日	一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、第4条に規定する補助対象団体が実施する地域商業活性化にかかる事業に対する補助金を効果的、効率的に運用し、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号。以下「規則」という。）に基づき、補助金の交付基準、手続き等を明らかにすることにより、公平性、公正性、透明性を確保し、予算の範囲内でより適正な補助金の交付及び執行を図るため、策定する。

(補助金の名称)

第2条 補助金の名称は、八尾市地域商業活性化事業補助金（以下「活性化事業補助金」という。）と称する。

(補助目的)

第3条 商店街等への来訪者の増加を通じた市内事業者の事業機会の増大を図るために商業団体等（以下「団体」という。）が行う地域住民の需要に応じた事業活動について、活性化事業補助金を交付することにより、住民福祉の向上に寄与するとともに、商店街等の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第4条 補助の対象となる団体は、次に掲げるものであり、八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員または暴力団密接関係者に該当しないものとする。

- (1) 事業協同組合
- (2) 商店街振興組合
- (3) 前2号に準ずるもので市長が適当と認める団体

(商業活性化ビジョン・プラン)

第5条 商業活性化ビジョン・プランは、補助対象団体が策定するものであり、商店街等の活性化を図る上で、取り巻く環境や問題を理解し、目指す将来像（ビジョン）に向けて、活動の方向性や計画（プラン）を明確にするために、6カ年のビジョンと各々3カ年の前期プランと後期プランからなるものとする。

- 2 市が定める商業活性化ビジョン・プランの認定を受ける場合は、原則としてその前年度の1月末日までに商業活性化ビジョン・プラン書（様式第3号）を提出しなければならない。
- 3 商業活性化ビジョン・プランの認定は八尾市商工振興事業補助金審査会（以下、「審査会」という。）

の審査結果に基づき、市が行うものとする。

(補助対象事業等)

第6条 補助の対象となる事業は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる事業であって、第4条に定める補助対象団体が実施する事業とする。

2 補助額は、予算の範囲内において前項に定める補助対象事業に要する経費のうち、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる補助率及び補助上限額を適用して得られる額とする。

3 補助対象団体が2団体以上で連携し、別表第1(策定支援事業は除く。)又は別表第2に掲げる補助事業を実施する場合において、別表第1又は別表第2に定める補助率及び補助上限額を適用して得られる額に加え、要綱第4条で規定する補助対象団体と連携する事業に対し1団体あたり上限10万円の定額補助を行う。

(エントリーシートの提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、原則としてその前年度の10月末日までに八尾市地域商業活性化事業にかかるエントリーシート(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、別表第1に定める策定支援事業についての補助金の交付を受けようとする場合は、八尾市地域商業活性化事業にかかるエントリーシート(様式第1号)の提出は要しない。

(事業計画書の提出)

第8条 前条に規定する八尾市地域商業活性化事業にかかるエントリーシートを提出した団体は、原則としてその前年度の1月末日までに八尾市地域商業活性化事業にかかる計画書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 八尾市地域商業活性化事業にかかる事業計画書(様式第2号)及び商業活性化ビジョン・プラン書(様式第3号)の提出があったときは、審査会による審査の上、補助金を交付すべきものかの決定を行う。

(事業計画の変更・中止)

第9条 前条に基づき提出した八尾市地域商業活性化事業にかかる計画書(様式第2号)の内容の変更又は中止を行う場合は、変更又は中止を確認できる書類を添えて、八尾市地域商業活性化事業にかかる計画書変更・中止届(様式第4号)を提出しなければならない。ただし、補助対象事業の経費配分の20%未満の変更又は事業計画の細部の変更についてはこの限りではない。

2 事業計画の変更について、補助対象事業の区分変更を伴う事業実施計画の変更は認めない。

3 市長は、八尾市地域商業活性化事業にかかる計画書変更届の提出を受けたときは、審査会による審査の上、補助金を交付すべきものかの決定を行うものとする。

(補助金交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする団体は、規則第5条第1項に基づき、八尾市地域商業活性化事業補助金交付申請書(様式第5号)及び八尾市地域商業活性化補助事業に係る経費配分等収支予算書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて、事業着手日までに市長に提出しなければならない。

(1) 地域商業活性化事業実施に関する総会又は役員会議事録(写し)

(2) 前年度の収支決算書(写し)

(3) 定款(任意団体にあつては会則)並びに役員及び会員名簿(写し)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の規定により八尾市地域商業活性化事業補助金交付申請書(様式第5号)を受理したときは、規則第6条第1項に掲げる事項を審査し適当と認めるものに対し、補助金の交付額を決定するものとする。

(補助金交付の決定通知)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第7条の条件を付し、八尾市地域商業活性化事業補助金交付決定通知書(様式第7号)により補助事業者に速やかに通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更及び中止)

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業の内容等の変更又は中止を行う場合は、八尾市地域商業活性化事業補助にかかる変更交付申請書(様式第8号)に八尾市地域商業活性化事業補助にかかる変更・中止計画書(様式第9号)、八尾市地域商業活性化補助事業に係る経費配分等収支予算書(様式第6号)及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。但し、次の各号に該当する場合を除くものとする。

- (1) 補助対象事業ごとの20%未満の増減を伴う経費配分の変更である場合
- (2) 事業計画の細部の変更である場合

2 市長は、八尾市地域商業活性化事業補助にかかる変更交付申請書(様式第8号)の提出があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めたときは、これを承認する。

3 前項において、活性化事業補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、八尾市地域商業活性化事業補助金変更交付決定通知書(様式第10号)により、補助事業者に速やかに通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第14条 補助事業者は、規則第15条の規定に基づき、補助事業完了後30日以内に八尾市地域商業活性化事業補助にかかる実績報告書(様式第11号)に八尾市地域商業活性化補助事業に係る経費配分等収支決算書(様式第12号)及び次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書又は対象経費を納入したことが確認できる書類
- (2) 成果物(案内書、チラシ、リーフレット、報告書等)
- (3) 当日の写真又は事業実施の様子がわかるもの
- (4) 許認可の必要な事業にあつては、当該許認可書(写し)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告(複数の補助事業を行った場合は、最も遅く完了した補助事業の報告)を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、当該補助事業の成果が活性化事業補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、八尾市地域商業活性化事業補助金確定通知書(様式第13号)により補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条の規定による報告を受けた場合において、補助事業の成果が活性化事業補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずる。

(補助金の交付時期)

第17条 補助事業者は、第15条の通知を受けた後に、八尾市地域商業活性化事業補助金交付請求書(様式第14号)により速やかに市長に対して、活性化事業補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に活性化事業補助金を交付する。

(交付の決定の取消し)

第18条 市長は、規則第14条第3項及び第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、活性化事業補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、八尾市地域商業活性化事業補助金交付決定（全部・一部）取消し通知書（様式第15号）により通知する。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第19条 市長は、前条の規定により交付決定及び確定を取消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、既に活性化事業補助金が交付されているときは、八尾市地域商業活性化事業補助金返納・返還命令通知書（様式第16号）により、返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第20条 補助事業者は、前条の規定により活性化事業補助金の返還を命ぜられたときは、規則第22条第1項から第4項及び第6項の規定に基づき加算金及び延滞金を納付しなければならない。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（関係書類の整備）

第21条 補助事業者は、補助事業の収支を明らかにした関係書類を補助事業が完了した翌年度以後5年間保存しなければならない。

（要綱の見直し）

第22条 活性化事業補助金の交付に関して、社会情勢の変化、補助金の目的達成・効果を常に勘案し、補助金の額、補助率及び交付の終期等について概ね3年ごとに見直しを行う。

（委 任）

第23条 活性化事業補助金の交付に必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、魅力創造部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年8月14日から施行し、平成3年4月1日から適用する。ただし、第5条の適用について、施行日以前の事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成12年3月24日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月5日から施行し、平成23年度の予算に係る補助金から適用し、平成22年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月27日から施行し、平成28年度に事業実施計画書の提出のあった事業、については、なお従前の例による。
- 2 平成28年度の審査会において、従前の要綱に基づく商業活性化ビジョン・プラン書の継続認定を受け、実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1

	補助対象事業	区分	補助対象経費	補助率・補助上限額
商業 活 性 化 ビ ジ ョ ン ・ プ ラ ン 策 定 支 援	<p>① 策定支援事業</p> <p>第5条に規定する商業活性化ビジョン・プランの策定を予定している若しくは策定中又はビジョン・プランの更新等を行う補助対象団体を対象とした事業。 アンケート等の調査、ワークショップ、研修会などビジョン・プランの策定のために必要となる事業。</p>	—	1. 謝金 2. 会場借料 3. 通信運搬費 4. 資料作成費 5. 消耗品費 6. 委託料	<p>*補助率 定額</p> <p>*補助上限額 10万円(1団体あたり)</p>
	<p>② チャレンジ事業</p> <p>第5条に規定する商業活性化ビジョン・プランを策定中の補助対象団体を対象とした事業であり、市が設置する審査会にて八尾市地域商業活性化事業にかかる計画書(様式第2号)の認定を受けた事業。</p>	1. 少子高齢化対応 2. 安全・安心推進 3. 低炭素社会構築・環境・リサイクル対応 4. 地域資源・農工商連携 5. 一店逸品・ブランド創出 6. 魅力発信事業 7. その他、市が認める事業	1. 謝金 2. 会場借料 3. 通信運搬費 4. 資料作成費 5. 広告宣伝費 6. 消耗品費 7. 機器借上料 8. 雑役務費 9. 委託料	<p>*補助率 1/2以下</p> <p>*補助上限額 50万円(1団体あたり)</p>

(備考)

1. 国の補助を受けている場合は、その補助額を除いた額の1/2以内とする。
2. 補助対象経費に上記の補助率を乗じて得た額と限度額を比較していずれか低い額とする。この場合において、算定した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
3. 消費税及び地方消費税相当額については、補助対象外とする。

別表第2

補助対象事業	区分	補助対象経費	補助率・補助上限額
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">商業活性化ビジョン・プラン認定後支援</p> <p>③ 実践事業 第5条に規定する商業活性化ビジョン・プランの認定を受けた事業であり、審査会にて八尾市地域商業活性化事業にかかる計画書（様式第2号）の認定を受けた事業。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 少子高齢化対応 2. 安全・安心推進 3. 低炭素社会構築・環境・リサイクル対応 4. 地域資源・農商工連携 5. 一店逸品・ブランド創出 6. 魅力発信事業 7. その他、市が認める事業 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 謝金 2. 会場借料 3. 通信運搬費 4. 資料作成費 5. 広告宣伝費 6. 消耗品費 7. 機器借上料 8. 雑役務費 9. 委託料 	<p>*補助率 1/2 以下 *補助上限額 80 万円 (1 団体あたり) ただし、各団体において、商業活性化ビジョン・プランが審査会において初めて認定された場合における前期プランの補助率は2/3 以下とし、補助上限額は1 団体あたり 100 万円とする。</p> <p>※認定継続は、審査会にて審査を行い決定するものとし、前期プラン・後期プラン合わせて6 カ年を限度とする。後期プランは前期プランの実施効果を基に、審査会にて審査を行うものとする</p>

(備考)

1. 国の補助を受けている場合は、その補助額を除いた額の1/3、1/2または2/3以内とする。
2. 補助対象経費に上記の補助率を乗じて得た額と限度額を比較していずれか低い額とする。この場合において、算定した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
3. 消費税及び地方消費税相当額については、補助対象外とする。

別表第3

補助対象事業	区分	補助対象経費	補助率・補助上限額
④ 地域商業活性化にぎわい事業	1. 少子高齢化対応 2. 安全・安心推進 3. 低炭素社会構築・環境・リサイクル対応 4. 地域資源・農商工連携 5. 一店逸品・ブランド創出 6. 情報発信事業 7. その他、市が認める事業	1. 謝金 2. 会場借料 3. 通信運搬費 4. 資料作成費 5. 広告宣伝費 6. 消耗品費 7. 機器借上料 8. 雑役務費 9. 委託料	ビジョン・プラン書(様式第3号)の策定がなされていない団体が実施する事業で審査会にて八尾市地域商業活性化事業にかかる計画書(様式第2号)の認定を受けた事業(平成30年度実施事業に限る。) 【補助率】 1/3または1/2以内 *補助率について、審査会にて決定する。 【補助上限額】 50万円 (1団体あたり)

(備考)

1. 国の補助を受けている場合は、その補助額を除いた額の1/3、1/2または2/3以内とする。
2. 補助対象経費に上記の補助率を乗じて得た額と限度額を比較していずれか低い額とする。この場合において、算定した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
3. 消費税及び地方消費税相当額については、補助対象外とする。